

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第37号 瑞穂市土地開発公社定款の変更について
- 日程第3 議案第40号 瑞穂市福祉作業所条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第41号 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第38号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第39号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第43号 瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第42号 平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 発議第7号 小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第11 下水道整備検討特別委員会の中間報告の件
- 日程第12 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12までの各事件

追加日程第1 議案第44号 瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	土屋	隆義
3番	熊谷	祐子	4番	西岡	一成
5番	庄田	昭人	6番	森	治久
7番	棚橋	敏明	8番	広瀬	武雄
9番	松野	藤四郎	10番	広瀬	捨男
11番	土田	裕	12番	小寺	徹
13番	若井	千尋	14番	清水	治
15番	山田	隆義	16番	広瀬	時男
17番	若園	五朗	18番	星川	睦枝
19番	藤橋	礼治	20番	小川	勝範

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	伊 藤 脩 祠
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	都 市 整 備 部 長	福 富 保 文
調 整 監	岩 田 勝 之	環 境 水 道 部 長	弘 岡 敏
会 計 管 理 者	馬 淵 哲 男	教 育 次 長	林 鉄 雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	鷲 見 秀 意	書 記	清 水 千 尋
書 記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

議長（小川勝範君） これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴者の方、大変御苦労さんでございます。平素、瑞穂市議会、並びに行政に対して、大変御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

4 件報告します。

まず 1 件目について、鷺見議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（鷺見秀意君） 議長にかわりまして、1 件報告します。

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は平成 22 年 4 月分が実施されました。4 月分については、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められた。

なお、改善願いたいこととして、平成 21 年度歳入現況表の前月末調定累計と歳出現況表の前月末支出負担行為累計において、本月調書に記載されるべき 3 月分調書の数値との相違が見受けられる。平成 21 年度出納整理期間の年度処理による 3 月末日調定等の遡及行為によるものであり、5 月末には適正な数値となるが、相違額が確認できるよう配慮願いたいとの報告でした。

以上でございます。

議長（小川勝範君） 2 件目は、平成 22 年第 2 回もとす広域連合議会臨時会について、庄田昭人君から報告願います。

5 番 庄田昭人君。

5 番（庄田昭人君） 5 番 庄田昭人です。

議長より指名をいただきましたので、平成 22 年第 2 回もとす広域連合議会臨時会について、代表して報告します。

第 2 回臨時会は、5 月 31 日に 1 日間の会期で開催されました。

今議会には、行政報告が 1 件、広域連合長から提出された議案は 4 件で、内訳は、条例の一部改正を行うものが 3 件と、平成 22 年度補正予算案 1 件の計 4 件で、いずれも広域連合長より提出されました。

行政報告の 1 件については、地方自治法第 213 条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、同法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものです。

その内容は、もとす広域連合療育医療施設幼児療育センター建設整備費で2億4,103万1,000円であります。

条例の一部改正3件について、まず一つ目は、もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例で、時間外勤務手当を支給すべき職員に対し、時間外勤務手当の支給にかわる勤務時間を休暇として充てることができる時間外勤務代休制度を導入するため、所要の改正を行うものでした。

二つ目は、もとす広域連合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例で、同じく時間外勤務代休制度の導入により、給与を受けながら、職員団体のため、その業務を行い、または活動することができる期間に時間外勤務代休時間を追加するものでした。

三つ目の、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、時間外労働の割り増し賃金率の引き上げ等に関する労働基準法の改正を踏まえ、月60時間を超える職員の時間外勤務手当支給率を引き上げすることと、平成21年8月の人事院勧告をもとに、期末・勤勉手当の支給割合を引き下げよう改正するものです。

平成22年度補正予算案1件については、一般会計予算の補正を行うもので、これは、今年度中に採用予定の職員の給与等の人件費として778万4,000円を増額し、総額4億4,569万9,000円とするものです。

広域連合長より提出された議案は、広域連合長より提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行い、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、平成22年第2回もとす広域連合議会臨時会の報告とさせていただきます。

これら臨時会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんください。

以上をもちまして、平成22年第2回もとす広域連合議会臨時会についての報告を終わります。
議長（小川勝範君） ありがとうございます。

以上、報告した2件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

3件目は、6月15日、若井千尋君から、発議第7号 小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書についてを受理しました。

4件目は、お手元に配付したとおり、本日、議会運営委員長から、本会議の会期の日程等、運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。これらについては、後ほど議題としたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第37号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第2、議案第37号瑞穂市土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

これについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 森治久君。

産業建設常任委員長（森 治久君） 議席番号6番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、御報告をいたします。

ただいま議題となりました1議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設常任委員会は、6月8日午前9時30分から第3の2会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、議案第37号瑞穂市土地開発公社定款の変更についての審査結果を要点を絞って報告します。

執行部より本案に対する補足説明の後、質疑に移り、キャッシュフロー計算書とはとの問いに、キャッシュフロー計算書について簡単に説明すると、資金の流入を事業活動、投資活動、財務活動に区分して表示するもので、基本的に貸借対照表と損益計算書の情報に基づき作成する。事業活動表示方法については、主要な取引ごとに資金の流入を総額表示する直接法による帳票を作成するとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成22年6月18日、産業建設常任委員会委員長 森治久。

議長（小川勝範君） これより、議案第37号瑞穂市土地開発公社定款の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に、申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムも使用しますので、賛成者、または反対者は必ず自席のボタンを押して採決願いたいと思います。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第40号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第3、議案第40号瑞穂市福祉作業所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 若井千尋君。

厚生常任委員長（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

議長のお許しをいただきましたので、御報告いたします。

ただいま議題となりました1議案について、会議規則第39条の規定により、厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

厚生常任委員会は、6月8日午後1時30分から穂積庁舎議員会議室で開催し、全委員出席のもと、執行部から副市長及び所管の部長、課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、議案第40号瑞穂市福祉作業所条例の一部を改正する条例についての審査結果を、要点を絞って報告します。

まず執行部より、福祉作業所豊住園の定員をふやす補足説明を受けた後、質疑を行いました。

最初に、豊住園入所生の登録人数を20人から23人にふやす改正案になっているが、受け入れ体制は大丈夫か。豊住園、すみれの家で入所希望の待機者はいないかとの質疑があり、これに対し、豊住園については、このたび受け入れ体制が整ったことにより定員を増員した。また、待機者については、相談はあるが、両施設とも現在のところいないとの答弁でした。

続いて、すみれの家が新しくなったときの定員はどうなるのか。障害者自立支援法適用の事業所になった場合、運営や管理はどうなるのかとの質疑に対しては、現在の定員数15名を1日当たり25人にしたいと考えている。また、当施設は、社会福祉協議会の自主運営になるが、市

としては、社会福祉協議会全体に係る事業運営の補助金支給等、別の形でつながりを持っていくとの答弁でした。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、厚生常任委員会の委員長報告を終わります。平成22年6月18日、厚生常任委員会委員長 若井千尋。

議長（小川勝範君） これより、議案第40号瑞穂市福祉作業所条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

ただいまの委員長報告の中で、豊住園に関して、受け入れ体制が整ったので定員をふやすと回答があったということをお聞きいたしました。その整った受け入れ体制の中身について、話し合いがあったかどうか。もしありましたら、内容を教えてください。整った内容ですね。どういうふうに整ったのか。以上でございます。

議長（小川勝範君） 厚生常任委員長 若井千尋君。

厚生常任委員長（若井千尋君） ただいま熊谷議員から御質問いただきました件です。

20人のところが23人ということで、整い体制はどうであったか、議論があったかということでしたけど、3人の方が入所希望ということがございまして、それに対して、体制が整ったということを議論いたしました。ということで、私どもの方、20名しかだめであったというようなことではなくて、23人の枠があったというか、受け入れ体制ができているところに20人の定員、今回は定員数を変えるということが議案になっておりますので、3名の希望があって、23名、要するに3名プラスの受け入れができているということで、この議案が出てきたということで解釈して、討論しました。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 受け入れ体制が整った内容について、非公式の場で、今後、定員ではなく、1日何人まで受け入れるという体制に切りかえたというふうに、たしか豊住園の行事の席だったか、お聞きした気がするんですが、そういう話は出ていますか、いませんかという内容でございます。

議長（小川勝範君） 厚生常任委員長 若井千尋君。

厚生常任委員長（若井千尋君） 十分な討論ができていないかもしれませんが、私、厚生常任委員のメンバーさんに今確認をしましたところ、社会福祉協議会の自主運営となってい

て、その部分で、今の1日の定数というか、それを今後検討していかなければいけないということで、今の熊谷議員の御質問に対して適切な答えではないかもしれませんが、十分な議論ができたかという、ちょっと私自身も不安な点がございませうけれどもということです。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 議席番号9番、民主党の松野です。

ただいま議案第40号瑞穂市福祉作業所条例の一部を改正する条例について、ちょっと質疑をします。

先ほどの熊谷議員と同じような関係で、体制の話ですけれど、すみれの家ですと、定員、今15名を25名にするということで、23年3月ごろから運営されていくわけです。すみれの家ですと、15名で建物の面積が336.69平米。定員をふやすことによって550平米となりますね。それを豊住園として、20名を1日定員23名にするわけですけれど、3名ふえることによって手狭になるんじゃないか。あるいは職員が、今、指導員等含めて6名ぐらいだというふうに思っていますが、そこら辺の体制もしっかりなっているのか。定員がふえることによって手狭ではないか。建物の増築、あるいは事務所をどこかに移転しなあかんとか、そういう話はなかったか、ちょっとお尋ねします。

議長（小川勝範君） 厚生常任委員長 若井千尋君。

厚生常任委員長（若井千尋君） ただいまの松野議員の御質問にお答えします。

十分なお答えになるかわかりませんが、今回の第40号、瑞穂市の福祉作業所条例の一部改正ということで豊住園のことが上がっております。今、豊住園の定員が20名から23名で、施設がという御質問でございましたけれど、これ、執行部の方から整ったということで、厚生常任委員会としては賛成させていただいたんですけれども、補助職員を増員させていただくという方向で出ておりましたので、そうさせていただきました。

先ほど委員長報告させていただいたように、施設としても十分な体制が整ったということで、御心配いただいております点は委員会としても議論をして答えを出しましたので、御了解いただきたいというふうに思います。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第41号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第41号瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 棚橋敏明君。

文教常任委員長（棚橋敏明君） 議席番号7番 棚橋敏明でございます。

議長より許可がありましたので、ただいま議題となりました1議案について、会議規則第39条の規定により、文教常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教常任委員会は、6月9日午前9時30分から巢南庁舎3の2会議室で開催し、全委員出席のもと、執行部から、副市長、教育長、教育次長及び所管の課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、議案第41号瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についての審査結果を、要点を絞って報告します。

まず執行部より保育料見直し案と題する資料が配付され、当幼稚園の保育料改定の沿革、県下公立幼稚園の平均保育料等、詳しく補足説明を受けた後、質疑を行いました。

最初に、県下公立幼稚園の5歳児平均保育料が6,180円となっており、一覧表を見ても、19市町中11市町が6,000円以下である。改正案の5歳児保育料6,500円は高いのではないかと。ほづみ幼稚園に対する信頼性の高さは多方面から多く聞く。これにこたえるためにも、また市長がいつも言っているように、せめて他市町並みに抑えるべきではないかとの質疑があり、これに対し、保育料だけではなく、給食費、教材費などを含めた月額合計を見てほしい。県下でも低く抑えていると思う。特に当市は教材費を徴収していない。また、今回の改正案は3段階方式を採用しているが、これは税の公平性を考える上で、特に3・4歳児において、保育所の保育

料を勘案しながら設定した。当幼稚園の信頼性については、ありがたい御意見をいただき、今後も親さん方の信託にこたえられる幼稚園づくりに努力していきたいとの答弁でした。

続いて、当幼稚園を運営するためにお金がかかることはわかるが、すべての子供は平等に教育を受ける権利を持っていると思うが、その点について、今回の改正で考えたかとの質疑では、保育所は原則保育に欠ける方が預ける。幼稚園は幼稚園教育を望む方が預けられると解釈している。その整合性を図りながら改正した。

また、保育料の支払いの困難な方に対しては減額措置等の規則があるので、条例が可決したら規則の見直しを行っていききたいとの答弁でした。

最後に、3歳児、4歳児を受け入れた場合の定員はどのようになるのかとの質疑に対し、3歳児は20人の3クラスで計60人、4歳児は30人の3クラスで90人、5歳児は35人の5クラスで175人を考えている。旧穂積地区は、過去からの流れで5歳児になると幼稚園に入れたい方が多いので、枠をふやしているとの答弁でした。

以上、質疑が終わった後、熊谷委員より、月額保育料を3歳児8,000円、4歳児7,000円、5歳児6,000円にする修正案が提出され、原案とあわせて、討論、採決を行いました。

その結果、討論はなく、採決において、修正案は賛成者小数で否決となり、続いて、原案は賛成者多数で可決されました。

以上で、文教常任委員会の委員長報告を終わります。平成22年6月18日、文教常任委員会委員長 棚橋敏明。

議長（小川勝範君） これより、議案第41号瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 修正案の提出を求めます。

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時49分

再開 午前10時02分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本案に対しては、熊谷祐子君ほか2名から、お手元に配付しました修正動議が提出されています。

したがって、これを本案にあわせて議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第41号に対して修正案を提出したいと思います。

議案第41号瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例案に対する修正案。

上記の修正案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第94条の規定により提出いたします。

修正案の内容を申し上げます。

瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

第2条第1項第1号の改正規定中「8,500円」を「8,000円」に改め、同項第2号の改正規定中「7,500円」を「7,000円」に改め、同項第3号の改正規定中「6,500円」を「6,000円」に改める。

つまり簡単に言えば、議案よりもすべて500円下げるという修正案でございます。

次に、提案の理由を申し上げます。5点申し上げます。

まず1点、数字の話でございます。提案理由は、事細かに公立・私立の比較、他市町との比較、過去の経過など、大変詳しくお調べいただきました。この数字のことで申し上げますと、ただいまの委員長報告にもございましたとおり、5歳児の平均は6,180円、他市町、岐阜県下平均ですね。プラス瑞穂市の場合は、教材費を、月にならしますと603円足して、合計で月6,783円かかっている。5歳児の場合でございますが、これが6,500円に近いので、6,500円にするという提案理由でございます。

平均で計算しますと、確かにそのとおりでございますが、この中に説明がありませんでした順位を調べてみました。資料は2度にわたって提案されまして、委員会では、最初に配付の資料で意見を申し上げましたが、この場では2度目に配られました資料に基づいて提案理由を申し上げます。平均ではなく、順番の話です。

新しい資料に基づきますと、月の保育料6,000円以下が19市町中13番目でございます。5,500円以下が19市町分の11番目でございます。つまりどちらの方が順位でいくと19市町中の真ん中に近いかというと、5,500円の方が他市町並みに近いわけですという結論を得ます。これは、保育料の順番で調べた結果でございます。

これを給食料とかを足した月額合計で順番を全部調べてみました。6,500円に値上げした場合は、月にほづみ幼稚園の徴収料は1万870円になり、高い順で19市町分の8番になります。ちょっと高い方に近くなるわけです。これを修正案のマイナス500円で順番を調べてみますと、500円引くわけですから1万370円となりまして、19市町中の9番目になります。つまり500円安くすると、ちょうど真ん中辺の他市町並みになります。これが数字上の500円安くしたいと

いう非常に客観的なこちら側の主張でございます。

2番目に、500円安くした場合に、定数で計算します。市の収入が幾ら違うかと。これを計算しますと、市が年間195万円少なくなります、修正案では、つまり195万円なら、ちょっと大幅な影響はないかなという数字だということ申し上げます。

3番目に、今、若い子育て家庭が大変経済的に不安定です。ローンを払っていた家を手放した人、何人も私の若い友人たちにおります。また、食費を減らしている。子供の食費も減らしているうちとか、非常に子育てが厳しくなっております。だから、これを少しでも安くしてあげたい。これが3番目の理由です。

4番目、5番目は非常に積極的な理由なんです、今のような格差社会、特に若い世代にしわ寄せが行っている中で、小学校入学まではなるべく子供と一緒にいてあげたいと。だから、幼稚園の原則4時間を選ぶという若い親を私は何人も知っています。こういう理由で幼稚園を選ぶ親に対して応援というか、本当に積極的に行政は認めてあげてもいいのではないかと。これが4番目です。

5番目は、2年前でしたか、ほづみ幼稚園の民営化の話が起きましたときに、市民の皆様から、若い親、それから私の世代のおばあちゃん、おじいちゃんたちからも、ほづみ幼稚園を存続させてほしいという署名つきの要望が非常に多くございまして、市は民営化を撤回いたしました。これに見られますように、ほづみ幼稚園に対する市民からの信頼と期待と評価は絶大なものがございます。こういう親の、そして貧しくても、もう一年子供たちと一緒にいたいという親たちへの子育てで応援の一つとして、500円下げると196万円負担がふえますが、ぜひ市には御配慮をお願いしたいと、こういう内容の修正案でございます。どうか賛成賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） これで提出者の説明を終わります。

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 土田裕君。

11番（土田 裕君） 議席番号11番、日本共産党、土田裕でございます。

今、熊谷議員から提出されました3歳、4歳、5歳児の500円下げる修正案に質問させていただきます。

実は私も一緒に委員会に所属しておる者ですが、同じ質問になると思いますが、この抜本的な改正等は共鳴するところもでございます。しかし、その中には、貧困家庭等の者もでございます。その意味では500円の値下げも賛成と思われそうですが、その前に考えることは、まず就園援助、並びに今、保育料の問題もありますけど、そういうような条例改正、抜本的に直していかなあ

かんということが先決じゃないかという立場から、就園援助等のいろんな段階がございますが、それを基準として、保育料の条例改正が先だと思しますので、その意味で、どのような観点で見ているか、熊谷議員に質問させていただきます。以上です。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） お答えいたします。

私も、これは規則ですが、瑞穂市立幼稚園保育料徴収規則というのがございまして、この中の第2条に、徴収の猶予及び減免というのがございます。これについては、例規集よりプリントアウトして調べておきました。しかし、今回の議案は、規則は議案には出ないわけでした、保育料に関する値上げの議案ですので、規則までは私としては踏み込まないという結論で、保育料に関しての修正案だけ出させていただきました。もし規則を変える場合は、また別口で一般質問なり、文教なり、そういうところで話し合っていくべきもの、いかなければならないと。別口だろうと思っております。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 6番 森治久君。

6番（森 治久君） 1点、熊谷議員に御質問させていただきます。

熊谷議員おっしゃられる、もちろん安く、行政の方の負担が多く、個人の負担が少なければいいという論理であろうと思いますし、その件に関しまして、今、保育所の方の保育料ですね。こちら、先ほどのいろんな数字、そちらに近いであろうとか、近くないであろうとかということでしたが、保育所の保育料も行政は同じ算出方法で少なくとも出されておられると思います。そう考えると、熊谷議員のおっしゃられる論理からすると、保育所との整合性ですね。今現在の保育所の保育料との整合性をどう考えられる中で、そのような修正案を出されたのであるのかをお尋ねいたします。以上です。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） お答え申し上げます。

行政サービスとして、先ほど委員長報告の中にもございましたが、執行部提案の中に、税の公平性からいっても、保育所と幼稚園となるべく差を縮めたいと、こういうような話が提案理由にございました。今も同じ話だと思いますが、これは委員会の中でも申し上げましたが、保育所と幼稚園は現在のところ、福祉、厚生労働省の管轄と、教育、文科省の管轄で違いますね。幼稚園は、かかる経費を保育料という形でもっているわけですね。保育所は、本当に保育に欠ける子供たちを福祉として基本的には見るということになっておりますから、保育所との整合性とか、それから税の公平性という論理からは少し無理があると私は考えております。

しかし、16年間でしたかしら、据え置きされたとか、そういうことから、値上げそのものに

は反対ではございません。できるだけ値上げ幅を少なくという観点で修正案を出させていただきました。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） 今、御質問の方の御答弁いただきましたが、私は、一つ、今回のほづみ幼稚園においては、3歳児からの受け入れですね。3、4、5と3年の教育を受けられるというような整備に伴って、またほかの保育所との、当然今現在、保育所の方の保育を受けておられる方で、今後、ほづみ幼稚園が整備され、3、4、5という中で3年保育が受けられるということになれば、そちらを選択される方も当然出てまいりますね。そういう中で、保育所が厚生労働省であろうが、幼稚園が文部科学省であろうが、行政が市民の子供に公正、公平な行政サービスをするという意味でお尋ねをさせていただいたんですが、単純に保育所で、今の保育所の保育を受けてみえる方との格差がなくなるように平等な保育を受ける行政のお考えでこのようなことを御提案されたと思いますから、先ほどの厚生労働省ですから福祉、文部科学省ですから教育というようなことでお尋ねさせていただいたつもりではございませんので、その部分をもう一度、やはり整合性がとれることが市民の疑念を生まない。当然安いのはいいことだと思います。ただし、先般の一般質問で多く言われるように、財政が大変厳しい中でございますので、しっかりと市民の皆様にも御理解をいただく中で、皆さんにそのような保育料を御負担いただく中でも、そのお金を有効に他の分野で使っていきましょうということが今回のねらいでもあると思いますので、その部分、もう一度お尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） お答え申し上げます。

整合性というものは、条件が同じ場合しかそろえられないものだと思います。現在、国は保育と教育、幼稚園と保育所を一元化はしておりません。一体化はしていますね、認定こども園で。例えば認定こども園ですと、教育と福祉の違うものを一つにするところ、これが一つ目ですね。それから二つ目は、教育、幼稚園に合わせてしまうところがありますね。三つ目は、保育所形式に合わせてしまうところがあるわけです。巢南などはこっちの保育所形式に合わせてしまっているわけです。

つまり現在の制度では、保育と教育、国は一元化はせず、そのまま一体化だけさせているわけですから、最初の私の説明に戻りますが、あくまで現在の制度を基準にするわけですから、行政というのは、ですから、違う制度のまま整合性を求めるところにそもそもちょっと無理があると。これは休憩時間にもちょっと教育委員会と話し合いましたが、そのところは確かにそういうふうだということは教育委員会もお認めいただいておりますが、そういうことでございます。整合性というのは条件が同じものでなすわけですから。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） もう一度だけ御質問させていただきます。

私、先ほども算出方法は、少なくとも行政は、市民への公共サービスですから、たくさん負担しますよとかいうことは決してされていないと思います。要は保育所であろうが、幼稚園であろうが、同じような御負担を市民の皆さんにはしていただきたいというのが大前提で、今回も、今現在施行されておる保育所の保育料の算出方法と同じような手法でとられていると思うんです。そういう中で、今提示された8,500円、7,500円、6,500円を500円値引きするというのは、値引きという言葉が適切であるかどうかはわかりませんが、熊谷議員は500円少なくするのがいいのではないですかということでございましたら、保育所の方も同じような率にされるのが、熊谷議員がいつも言われる公正公平ということであって、決して保育所のなすべき姿の、先ほどの受ける側の内容ですね。幼稚園のなすべきものと違うかもわかりませんが、市民においては同じ行政サービスであろうと思いますので、その部分をお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） お答え申し上げます。

ただいまの御質問は、2回目の御質問とほぼ内容は一緒ですね。ということで、基本的には私の答えももうさっきの答えで、同じ質問ですからしているわけですが、つけ加えますならば、保育所と幼稚園が何で違うかといったら、現在のところ、福祉と教育は違うからなんですね。さっきは具体的に制度上違うと言いましたが、そもそも考え方としても福祉政策と教育政策は違いますね。幼稚園は、教育政策の中で今国がやっていることです。そして、つけ加えさせていただきますが、流れといたしまして、幼児教育は無料にしようという流れを御存じでしょうか。幼稚園は無料にしようという流れも、まだ具体化はしておりませんが、既に話し合いは始まっておりますね。それから、一元化の流れにもなっております。ですから、一元化になれば、当然もうぴったり整合性の問題は具体的に出てくるわけですが、現在は幼稚園の教育を無料にしようとか、そういう流れの中で、教育は福祉ではないということをやっているわけで、そして、繰り返しますが、制度上違うわけですから、先ほども御説明いたしました、ですから、整合性を強く求められても、ちょっと根本的に無理があるということでございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 14番 清水治君。

14番（清水 治君） 議席番号14番 清水治でございます。

熊谷議員の修正案に対して、私、同じ文教常任委員会におりますけれども、少しお聞きをさせていただきます。

先ほどから保育料を算定するのに、資料をいただいた中の2番目ですね。各市町村の保育料の平均とか、そういったものの中で、6,000円以下とか、6,500円以下が幾つかあるという形の中で、今の6,500円は高いんじゃないかと。500円を下げると順位も少し下がるというようなお話もされていましたが、文教常任委員会の中で御説明もあったと思うんですけど、ただ平均ね、確かに2番目の資料では、平均とか、そういったものも出しながら、この6,500円というものを出されていると思うんですけど、その前の、1番目の資料ですね。要は事業費の関係ですね。この中で、今の園児の中で事業費がこれだけかかっていると。これを事業数で割ったときの過去3年間の平均というものを出されています。これが6,318円と。この中も含めた、全体的なものを含めた中で、この6,500円というものを出されたと思うんです。ただこの500円を下げれば順位が下がるとか、そういうことでなしに、この6,500円というものが妥当かどうかということを文教委員会の中でも審議させていただいたというふうに思っておるんです。

ただ、その中で、一つ御質問をさせていただくのは、今言われました6,500円以下がある中で、5,000円とか、そういうところもあると。この市の中で、熊谷議員として、事業費の割合から、こういう5,000円を出されておる。その事業費に対してどうなのかということももし調べてみえるのであれば、そういう割合に対しても説明いただければなというふうに思うんですけども、その辺はどういうふうにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 質疑をいただいています議員さんたちはいずれも文教の常任委員会の方々でございますが、ごめんなさい、お一人は違ってましたね。本当に一つの議案に対して、あっちからもこっちからも本当に検討して慎重に結論を出すのが議員の仕事だと思っていますので、質疑を相次いでいただきまして、まずお礼申し上げます。

今、事業費から割り出した質疑でございますが、まず御質問に対する結論から申し上げますと、各市町の事業費が幾らであるかと。これは私は調べておりません。執行部の資料も非常に細かく広範囲に、例えば私立幼稚園との比較とか、いろいろ出されていますが、そこまでは出されていませんが、恐らく保育料を取っていて、値段がそうも変わらないということは、他市町ですね。この事業費が各市町、これくらいかかっているんだろうと思います。そのことを推測ですが確認した上で、私の今の質疑に対する考えを申し上げますと、ちょっと文教以外の方はこの資料をお持ちでないかもしれませんが、こう書いてあります、事業費に関しては。過去3年間の園児1人当たりの事業費平均は6,318円。よって、5歳児の保育料を6,500円とすることが考えられると。つまりこの結論からいくと、事業費は6,500円かかっていないわけです。事業費以上にとるということになりますね。これが第1点、6,000円に近くしてもいいんじゃないかという根拠です。事業費以上にとることになりますからね。これが第1点です。

それから、さっきの福祉と教育にかかわる話でもあるんですが、二つ目の私の考えを申し上げ

げますと、つまり保育所なんかは事業費から算出した、かかっている経費を取らないわけですよ、それだけは。これは福祉だからですね。だから、さっきから福祉と教育は違うというふうに申し上げているわけです。幼稚園は、事業費を実質よりも200円以上取るということになりますから、それはさっき申し上げましたけど、つまり事業費自体を親からもらうわけですよ。けれど、今、国の流れとしては、もう幼稚園は無料にしようと、教育ですのでね。1年生から教育は無料になっていますね。こういう流れなわけです。

ということで、事業費から考えますと、さっき私はこのことを提案理由に申し上げませんでしたけど、さらに一つ、500円下げてもいいんじゃないかと申し上げる機会をいただいて、ありがとうございますというのが私の回答でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） 私が申し上げましたのは、これだけの観点じゃなしに、先ほども言いました平均値とか、いろんな方面から査定をされたということを申し上げた中で、今の事業費が6,500円行ってないんだから、もっと下げられるんじゃないかと言われますけれども、2番目の資料の中で教材費ですね。今回、この6,500円というのは、教材費も全部含んだ中の6,500円ということで説明があったと思うんですね。そうしますと、これ両方合わせると、6,783円になるという2番目の資料よりも、この600幾らだともっと高くなるということになりますね。その辺を熊谷議員、この事業費だけ見たら、6,500円かかってないんだから、もっと安くなるというふうじゃなしに、教材費も含めてこの6,500円というのを出してみえるということも勘案して査定されているということを文教委員会の中では話し合ったと思うんですけども、その辺も含めて、それともう一つ、確かに資料をもらっていないということを言われましたけれども、500円を下げるという一つの目安として、私はそういうのを熊谷議員の方では調べてみえるのかなと思ってお聞きしたんですので、その辺を、もし調べてみえるならお聞きしたいなということで質問させていただいたということですので、それも含めたということも勘案した査定であるということを文教委員会の中でも話し合ったということだけは心得ていただいて、今の6,318円が事業費の平均になる。それだから、安くなるということではないというふうに私は思うんですけど、その辺はどうですか。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 今の質疑は2点あったと思うんですが、一つは、教材費を含めたらどうかという質疑でしたね。含んでいますよということですね。これについては、最初の提案理由に申し上げました。つまり提案理由の1で、保育料の順番と、それから月額合計でも申し上げましたので、月額合計というのは教材費を月割りにして含んだものですから、教材費を含んだ月額合計でいっても、500円安くした場合は19市町分の9番、ちょうど真ん中になるというこ

とでよろしいでしょうか。二つ目は何でしたっけ。

〔発言する者あり〕

議長（小川勝範君） 質問者、並びに答弁者も必ずきちっと聞いていただきまして、議場の中で、質問は何でしたかということはちょっと注意をいたします。議長に手を挙げて、きちっと確認をしたいということを申し出してから、きちっとやってください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 申しわけございません。ちょっと二つ目の受けた質疑のメモを忘れまして、もう一度お願いします。すみません。

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） 私が質問させていただきましてのは、要は6,500円に対する考え方の中で、熊谷議員としては、2番目の平均値とか、6,500円以下のところが幾つかあるとか、そういういろんなことの中で500円を下げたらどうだという提案をされたんだと思うんですけども、その中で、私がお聞きしたのは、まず1点目は、各市町村が事業費を恐らく勘案された中でこの保育料というのが決めてみえると思うんですね。だから、そこまで調べてみえますかというのが一つと、それともう一つ、お答えの中に、事業費が3年間の平均が6,318円だということで、これだったら6,500円よりももっと安くできるんじゃないかということを言われましたので、ただその中に、これは教材費は入っていませんよと。教材費を含めると、今の2番目でいく、平均でいくと6,783円ですね、教材費を足すと。それを6,500円にしましたというよりも、事業費だけでいくと6,900幾らで、約7,000円近くなるということになりますので、教材費を含めると。ですから、この6,500円というのはかなり市民の方を考えた改正ではないかなというふうに私は思うんですけど、どうですかということを質問させていただきました。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 失礼いたしました。すみません。

二つ、またきちんと質疑いただきまして、ありがとうございます。

一つは、ちょっと繰り返しますが、清水議員が繰り返されましたので、6,300円は教材費を含んでいないんじゃないかと。それについては、もう一度申し上げますが、最初の提案理由の中で、教材費を含んだ月額合計がありますね。それでいっても、500円下げた方が、19分の9、ちょうど半分ぐらいですね、真ん中辺、他市町並みの平均になると。順位からいくと。ということで、それは教材費を含んだ資料ですので、お答え申し上げます。

もう一つ、他市町の事業費を調べているかと。これも先ほど申し上げたと思うんですが、調べておりませんです。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対しては、熊谷祐子君ほか2名から修正案が提出されていますので、討論としては、まず第1、修正案に賛成、第2、原案及び修正案に反対、3番、原案に賛成で、修正案に反対の3通りが考えられます。それぞれの立場を明らかにして討論してください。

まず、修正案に賛成の方から討論いただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

率直に言いまして、教育と福祉の問題、これは大変難しい問題であります。ましてや、今、政府の方で幼保一元化等々の動きがございますので、その過程でどうするかという問題は、非常に過渡的な要素もあろうかとは思いますが、基本的に義務教育は無料ですよ。さらに、この義務教育を幼稚園、あるいは高等学校、さらには大学というふうに拡大をしていくというふうに考えると、基本的には義務教育は無料なんです。やはり教育というものは国家百年の大計であります。そういう観点から考えていかなければいけないわけですね。

そういう観点から考えても、とりわけ若い人たちの場合は所得が少ない。それに対する子育て支援という側面もあろうかとは思いますが、ただ執行部からいただきました資料から見ますと、他市町の保育料の比較があるんですけども、要するに月の保育料の内容の中に何が含まれておってこの保育料が出されておるのかということが、率直に申し上げまして外からはなかなか見えにくいんですね。見えにくいんですけども、先ほど熊谷議員が言われたように、その出された資料をもとにして外形的に分析をすると、19市町のうち12市町が6,500円以下というふうになっております。6,500円以上は、19市町のうち7市町になっておるということでですね。

それで、執行部の方の算出根拠についても二つあるんですね。どういうことかということ、一つは、事業費から算出をすると6,318円、もう一つは、他市町の平均からすると6,437円、結論は両方とも6,500円なんですね。そうすると、考え方によっては6,318円から約200円プラスしているわけですけど、逆に200円下げても別によかったんじゃないか。そこら辺の検討は、具体的にどの程度のお金そのことによってマイナスになるか。マイナスになる、そのお金が、要するに教育という観点からして、子育て支援ということも含めて、執行部が支出をするに値しないのか。あるいは、その額が大変困難な状況なのかどうかということをよりよく精査すべきであったというふうに私は思います。

いずれにいたしましても、お金を払う側からすれば、教育と福祉と、そういうことにかかわりなしに、とにかくどれだけ払うんや。保育所との整合性はどうかというような問題意識というものは当然持たれると思うんですね。ですから、先ほど申し上げたように、大変過渡的な状況で難しいんですけども、土田議員も言われたように、抜本的な改正の方向を見据えながら、ただ原案が出てきておりますので、この原案に対してどういう態度をとるかということになると、やはり結論的には500円を下げて、別に執行部にとって、市財政にとって、特別の不都合はない。むしろ若い人たちの子育て支援に期することになるということで、結果的には修正案を提出し、それに賛成する立場から討論をさせていただいた次第であります。

議長（小川勝範君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者で、修正案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

まず、本案に対する熊谷祐子君ほか2名から提出された修正案について、起立によって採決します。

修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立小数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第41号は可決されました。

日程第5 議案第38号から日程第8 議案第42号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第5、議案第38号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第8、議案第42号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） 議席番号 8 番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一括議題となりました 4 議案につきまして、会議規則第 39 条の規定により、総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務常任委員会は、6 月 11 日の午前 9 時半から、また 17 日は午前 9 時半から、議員会議室にて計 2 日間開催しました。全委員が出席し、執行部から市長、副市長、会計管理者、所管の部課長の出席を求め、また議案第 42 号平成 22 年度一般会計補正予算（第 1 号）の審査においては、福祉部長にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に、要点を絞って報告します。

まず初めに、議案第 38 号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より本案に対する補足説明の後、現在、育児休業している職員は何人いるのか、また育児休業で休んでいる分の事務はどのように対応しているのかとの質疑について、現在、育児休業を取得している職員は、保育士で 11 名、事務職で 6 名いる。いずれもその分は補助職員を採用して対応しているとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第 39 号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より本案に対する補足説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第 43 号瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より、本案に対する補足説明として、監査には、財務監査と行政監査の 2 種類あり、財務監査とは、財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理に関するもの。行政監査とは、事務事業の執行そのものの適否、能率性、または合理性の判断を幅広く行うもの。そして、包括外部監査とは、財務監査を行うもので、行政監査は対象外となる。また、監査委員監査の随時監査に相当するものである。

また、全国の包括外部監査の条例制定状況として、全国で条例を制定しているのは 118 団体、そのうち制定義務のある都道府県、指定都市、中核市を除く、任意で制定しているのが 15 団体である。

その 15 団体のうち、人口規模が 20 万以上では、東京都では港区、江東区、目黒区など、大阪府では枚方市、八尾市、長崎県の佐世保市でした。人口 10 万人程度以下は、香川県の丸亀市、善通寺市、坂出市であるなどの補足説明を受けた後、他の市町は、包括外部監査を実施する場合のスケジュールはどのようになっているのかとの質疑について、通常の市町は、3 月議会に

契約の相手先、金額の議決をいただき、4月1日に契約の締結を行います。そして、今年度行う事案についてのテーマが決まり、7月から12月ごろまでに監査を終わり、2月ごろまでに報告書を作成し、3月議会に報告する流れになる。公認会計士とか、税理士会とか、やってもらえるかどうかは順番に当たってみるしかない。十分な時間や内容になるかは別にして、根本的に不可能ではないとの答弁がありました。

包括外部監査の監査対象期間はいつになるのかとの質疑について、法律上、監査対象年度は限定されていないが、監査委員による監査の対象年度及び包括外部監査が継続的に実施されることを考えると、監査対象年度は直近の前年度及び契約した当該年度の上半期に限定されるとの答弁がありました。

他市の包括外部監査の状況を調べると、監査対象年度は原則の当該年度、前年度のみならず、必要に応じて過年度に遡及してできるとあるがとの質疑について、何か事件性のあるものについては遡及の可能性はあるが、原則は前年度であるとの答弁があり、事件性があるかどうかは、さかのぼってやってみて初めて事件性があるかどうかわかるのではとの意見がありました。

個別外部監査には、市長からの監査要求がある。財政の厳しいこの時世に1,000万円もかけて包括外部監査を行わなくても、市民から疑念のある事項について、個別外部監査として市長の監査要求をすればとの質疑について、市長より、過去においても現在においてもやましいことは一つもない。監査委員から指摘されたことについては、改善していきたい。それ以外は問題ない。指摘があれば、議会から監査請求をしていただければ、即実行するとの答弁がありました。

その他に、監査委員監査による指摘事項ですら、なかなか改善されない。また、監査委員事務局の体制も全然強化されていないがために、しっかりした監査がされていないとか、目的は外部監査なのだから、この時期に、この監査体制で形式的に個別外部と包括外部の二つの監査制度を制定しても、内容が伴わなければ意味がない。まずは個別外部監査だけしっかりやらなければいけない。また、疑念ある事項、補助金の件、土地の取得、入札の問題においても、市民には十分な透明性の高い厳正な行政執行がなされていないのも事実である。議会には監査権がないので、包括外部監査をしっかりやって、過去の行政執行のあり方について、厳正に審査をして結論を出していただきたいなどの意見もありました。

これら質疑の後、2人の委員より継続審査の申し出がありました。

継続の理由として、6月に包括外部監査の議案が出されたわけだが、監査から公表までできるのか、本当に責任を持って提案したのか、疑義がある。11月に総務省の行財政改革検討会議では、外部監査制度を含めて、ゼロベースで見直す。3月に地方自治法の改正がされる。こういう動きを見たとき、包括外部監査をやらなくても、個別外部監査でできるのだから、継続審査をお願いしたいとの内容でした。

継続審査にするかどうかの採決の結果、賛成2、反対2と可否同数となったため、瑞穂市議会委員会条例第17条の規定により、委員長において継続審査の件に対する可否を採決した結果、継続審査は否決と採決しました。

その後、討論に入る前に、西岡一成委員と広瀬捨男委員より、討論、採決には棄権をしたい旨の発言があり、退席されました。

賛成討論として、公金の使い方において監査委員監査で指摘しているが、今の監査委員事務局体制ではできない。だから、包括外部監査をやって、一円でも安く契約するための努力をすべきである。住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようお願いしたいとの討論がありました。

この後、採決の結果、全会一致で原案どおり可決されました。

最後に、議案第42号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を審査しました。

住宅用の太陽光発電補助金について、国や市の補助金の継続性はどうかとの質疑について、現在、国は4月26日から12月24日の期間限定で実施するので、市としては、国の補助制度がある間は続けたい意向である。

現在、ほづみ園、大和園において、市内の入所希望者の待機人数は何人いるのかとの質疑について、280名程度と聞いている。ただし、介護度の程度によっては、事前に申し込みをしている場合もあると聞いているとの答弁がありました。

また、市内に施設をつくるわけだから、内容が悪ければサービスも悪くなるのだから、その点の調査はなされているのか。申し込みがあったから、分担金の金額を査定して予算化しているだけなのかとの質疑について、この制度は、介護保険制度に基づいて事業を行う。その介護保険事業は介護保険法の中で運用されているので、その法の範囲内で資金調達されると理解しているとの答弁がありました。

また、市内に設置しておきながら、経営能力がないからと破綻させるわけにはいけないので、市に負担金を追加で請求されるかもしれない。誘致するに当たって、経営方針はしっかりしているかどうか精査しているのかとの質疑について、市長より、今回計画されている新生会は、この地域では特別養護老人ホームの先駆者である。待機者もあり、このもとす地域においても絶対的に足りない。新生会については一番安心して任せられるとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論に入る前に、西岡一成委員と広瀬捨男委員より、議案第43号との関連があり、討論、採決には棄権をしたい旨の発言があり、退席されました。

賛成討論では、個別外部監査で500万、包括外部監査で1,000万の予算が計上してある。財政が厳しい中、その予算で10倍、20倍の効果が出るとの討論がありました。

この後、採決の結果、全会一致で原案どおり可決されました。

以上で、会議規則第39条の規定による総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成22年

6月18日、総務常任委員会委員長 広瀬武雄。

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

なお、11時20分から再開をいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時21分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほど、総務委員長 広瀬武雄君の報告の中で、一部分修正をしたいという申し出がありましたので、許可をいたします。

総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） 議席番号8番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、先ほどの委員長報告の一部につきまして、ちょっと修正をさせていただきたいと存じます。

全国の包括外部監査の条例制定状況の御報告の中で、実は東京都では港区、江東区、目黒区、その次に、「大阪府ではまきかた市」と申し上げたようでございますが、「枚方（ひらかた）市」の間違いでございましたので、謹んでおわび申し上げ、修正させていただきます。以上でございます。

議長（小川勝範君） これより、議案第38号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 議席番号9番、民主党の松野でございます。

議案第38号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をします。

育児介護休業法は、少子化の流れを変え、男女とも子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、この法が改正をされてきました。

ここで、資料38の2を見ますと、1の出産後8週間以内の父親の育児休業等の取得の促進ということで、これはパパママの育児休業の関係ですが、これは8週間以内に育児休業を取得した場合、その後、再取得が可能ということになります。育児休業を再取得できるのは子供が何歳になるまでの期間なのか、そこを聞きたいということと、育児の短時間勤務という取得が、これも促進をされてきたわけですが、育児の短時間勤務、これは何時間になるのか。この2点についてお尋ねをします。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 広瀬武雄君。

総務常任委員長（広瀬武雄君） ただいまの質問についてお答えいたしますが、委員長報告でございますので、そのような詳細にわたります協議は総務委員会の中では行われませんでした。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。

したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第39号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。

したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第43号瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 先ほどは大変失礼いたしました。

第43号議案につきましては、包括外部監査に係る議案であります。先ほどの委員長の報告にもありましたように、私は、この議案につきましては継続審査とすべきであると。本会議でその可否を決するべきではない。何となれば、一つは、総務省の行財政改革検討委員会の中で11月には論点整理が行われ、3月の地方自治法の改正というロードマップが明らかにされております。その中で、監査制度そのものの現行の廃止ということも含めて議論がなされておりますので、その動向、推移を見守るべきであるというふうに思っております。

もう一つは、個別外部監査の中で土地であるとか、あるいは契約であるとか、その監査が可能であります。でありますならば、任期の途中で、あえて包括外部監査を1,000万かけて提案して、議決をするというのではなく、個別外部監査を徹底的に、現実的に、具体的にまずやらせる。そのことが先決であるというふうに思います。通常であるならば、年度の途中で方針を提起して、それから監査人を選任してやるなんていうようなことは、先ほどの委員長報告でもなかったと思います。通常はもう7月から12月まで監査をやる。これが当たり前なんです。年度の初めに契約をして、年度末には公表する。こういうことでなければいけませんので、ぜひ継続審査とすべきであるという立場から、本議案の可否については棄権をさせていただきたいと思います。少々長くなりましたけど、すみませんでした。

議長（小川勝範君） 退席願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 私も、考えておること、ほとんど言われましたので、私、つけたいのは、一部、西岡議員も言われたんですが、本省の方で監査制度について抜本的に改革をしたいということで、今までの監査制度を抜本的に変えるということは、やはり会計検査のような形でグループをつくって、よその自治体をやるというようなことになる可能性があると思います

ので、今の時点で。

そしてもう一つは、先ほど西岡議員が言われましたけれども、執行部の話だと、現在制定されている個別外部監査でいろんな委員の中から話が出たものについてはできるということですので、今の時点、年度途中でこのことは必要ないと思ひまして、先ほど委員長報告がありましたように、継続審査ということもお願いしたんですけれども、それもできないということですので、棄権をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 退席願います。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党瑞穂市議団の小寺徹でございます。

議案第43号瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について、反対の討論を行います。

反対の理由でございます。

まず第1点は、今議会で可決されました個別外部監査で十分対応できると思ひます。一般質問、総括質問でも確認をしたところでございます。

この条例の第2条の5項には、住民監査請求があれば、監査委員が判断して個別監査を実施することができるとなっております。この項を活用すれば、疑念を持っている問題について監査請求をし、監査をすることができるわけでございます。1,000万円の費用をかけて包括外部監査をする必要はないと私は考えております。

2点目の問題は、監査を十分行っていくには、現在の監査事務局体制を強化するということが先行すべきでございます。順序が逆であります。専任の監査事務局長を配置し、監査委員会を独立させて、しっかり監査できる、そういう体制をとることを監査委員の方もたびたび要望しておりますけれども、まだ実現をしておりません。それを先行すべきであります。

第3点目には、包括外部監査実施の提案が今議会で提案されておりますけれども、この提案されるまでの経過が正常な形で提案をされていないと私は考えます。

その第1は、具体的に名前を申しますと、山田議員の強い大きな声の圧力により市長が屈して、包括外部監査を6月の議会で提案するという事になったと私は考えております。総務の常任委員会の中で個別監査条例の審議を委託され、その委員会の中で6月議会に包括外部監査を提案すると市長は答弁をされたわけでございます。

そのときの討論の概要を報告させていただきますと、山田議員は、個別外部監査はハードルが高い。だから、包括外部監査をすべきであると主張され、その中で、堀市長が当選されたと

きの市長選挙の状況をリアルに報告されて主張されております。

堀市長は、選挙のマニフェストで外部監査を実施すると公約をされました。その選挙で、山田議員は選対の幹事長として重要な役割を果たしてきたと。その選挙に取り組む中で、旧巢南町の町民の皆さんに訴えると、堀候補に対する、巢南町長時代にいろいろなことがあったぞと。本当にいいかなというような声が多く出されたと。だから、マニフェストに外部監査というのを掲げて、外部監査をしっかりとやるから間違いはない。よろしく頼むということを一生涯懸命頼んだと。集会では土下座までして頼んだということで、委員会ではその土下座のジェスチャーまでして訴えられたわけでございます。

このように訴えた中で、堀市長が当選されました。公約を実施せよということで、山田議員がいろいろ議会の中でも主張してきたけれども、なかなか実施をされない。ようよう3年目で、選挙1年前のこの3月に個別外部監査条例を提案してきたと。これでは不十分だという山田議員の認識でございます。

さらに追い打ちをかけて、包括外部監査という公約を実施しない場合は、次の選挙では公約を実現しないということをおみんなの前でしっかりと宣伝をするぞということも述べられました。

これは、山田議員の堀市長に対する声の圧力であり、それに堀市長が屈伏して、6月議会に提案されたという経過だと思うわけでございます。

そういう点で、正常ではなかったんじゃないかということが第1点でございます。

第2点目は、この6月の議会へ提案されるまでの経過の中で、5月25日に、6月議会の議案の内容を審議する議会運営委員会が行われました。そこへは包括外部監査の実施をする条例を提案する議題が提案されておりませんでした。なぜ提案されていないのか。私は執行部には聞きませんでしたけれども、多分執行部は、監査事務局体制を強化して、そういう方向で包括外部監査を提案しなくても済むような方向でいろいろ検討をしているんじゃないかと推察をしておりました。

そのことが、ほぼ姿として見えてきたのは、5月28日に監査委員の研修が浜松でございました。そこへ私と代表監査委員が参加をいたしました。その会場で昼食中に副市長から代表監査委員のところへ電話がございました。監査事務局体制を強化する方向だと。それには監査委員の監査ももっと出勤日数もふやして、しっかりとやってほしいということが電話で話があり、さらにもっと詰めた話を31日にしたいので、役所の方へ来庁してほしいということでございました。

31日来庁し、そのときに副市長と企画部長が参加されて、その電話の話の続きをどうふうに詰めるかということで臨んだわけでございますけれども、しかし、冒頭、包括外部監査条例を提案する。監査事務局の体制の問題の話はなかったことにしてほしいと堀市長が政治決断をされた。政治決断ということですから、どうも副市長も企画部長も相談にあずからずに、

市長の決断だという判断を私はしております。

この土日の2日間に何があったかということでございます。市長がいろいろ相談をされた。そう決めたのか、決められたのか。さらにはたまた、いろいろな圧力があったのか、そこはわかりません。けれども、そこで、政治決断をされて、態度がどうも変わったという事実がございます。

そういう点から、この提案に至るまでの経過を見ますと、どうも正常でない、そういうことを感ずるわけでございます。

今回、こういうような状況の中で、採決に臨む私たち議員はどう臨むべきかということでございます。この議案に私が賛成をするということになれば、議員も、市長と同じようにその圧力に屈してしまったという評価がされるんじゃないかということを懸念するわけでございます。

反対をすればどうか。もし反対して否決されれば、市長は、私は十分監査してもらうために包括外部監査条例を出したけれども、議会の皆さんが否決してしまったということで、議会に責任転嫁をされる可能性が十分ございます。

さらにもう一つ、山田議員はどうか。議会が否決したり、ここで議会が反対すれば、その議員の地元で、一生懸命私が監査を十分やろうということで努力し、包括外部監査条例を出すように出ていったけれども、地元のおまはんとところの議員が反対したよということを宣伝カーで宣伝するということが公言されてみえるんですね。それは議員に対する圧力であると思うわけでございます。

そういうような状況の中でございますけれども、私は反対を決意して、今、討論をしておるわけでございます。

山田議員が私の地元でそういう宣伝をしていただいても結構ですけれども、されれば、私はまた正々堂々としっかり反論し、議論を住民の前でもしていきたいと思っておりますので、そのときは十分反論させていただきます。先にやることではない。山田議員がやられたら、防衛のためにやると。そういう立場でやっていきたいという立場であるということでございます。

そういう点で、議員の皆さん、ぜひここで勇気を持って、圧力に負けず、反対をすべきじゃないかと私は申し上げて、反対討論を終わります。以上です。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 議席番号17番、新生クラブ、若園五朗。

先ほど、包括外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定についての反対討論がありましたが、市長が当選され、今までの経緯、そして議場外の内容について、小寺議員の発言の内容については私は理解できます。

しかし、今回の個別外部監査については、皆さんも御存じのとおり、自治法の75条、あるいは自治法の98条、199条、199条の7項、あるいは242条ということで、有権者の50分の1以上の連署による監査請求、あるいは市議会からの監査請求、市長からの監査請求、財政援助団体の監査請求、市民からの住民監査請求ということで、すべてこの要求があれば監査委員に対し監査を請求するというので、自治法の75条から242条でございます。皆さんも御存じかと思えます。

しかし、今回の包括外部監査は条文が違いまして、自治法の252条の27の第2項の規定により包括外部監査が設けられているところでございます。このもとの趣旨は自治法の2条の14項と15項がありまして、地方公共団体は、その事務の処理に当たっては住民の福祉増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げることがを目的としています。また、2条の15項の中に、地方公共団体は常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めて、その規模の適正を図らなければならないと。自治法の大きな目的の中の包括外部監査請求ができるということでございます。

そのために、全国にはいろんな自治体がございます、宮城県のように、包括外部監査請求をすることによって、各項目について非常に詳細にやることができるわけでございます。

そうした中で、市長は、今回の提案については、市長としての包括外部監査請求を全国で二つの市町しかやっていないんですが、これが通れば、三つ目に瑞穂市が今度なるわけですが、最少の経費を最大の住民の福祉に貢献している、外部監査請求することによって、執行状況をすべて調査してほしいと。そうなれば、今回の議会としても、瑞穂市の無駄、経費の最大の効果を出すために実際にやってもらおうと。

ところが、4月から来年の3月までの外部監査のスケジュールがございますけれども、再度、市長の任期、来年の4月までには、3月までの包括監査のいろんな項目について、議会、あるいは各委員、あるいは監査委員の意見を聞きながら、特定の項目について監査してほしいという包括監査制度でございます。

そうした中で、現年度は原則的にはできるんですけど、内容によっては、過年度もできるというような法的な解釈がございます。そうした中で、今回提案された内容について粛々と包括監査委員を、7月の臨時会でもよろしいので早く選定してもらって、議員、あるいは執行部、監査委員の意見を聴取し、特定の監査について調査し、市民の安心、安全なまちづくりのために、執行状況をすべて、特定の項目を調査し、効率的な行政運営をするために包括外部監査をすることについて、賛成でございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第43号に対する反対討論をさせていただきます。

大方は先ほどの小寺議員と同じでございますが、つけ加えたいこともございます。

第1の理由は、国の監査制度が、先ほど改革の西岡議員が述べられましたことと一緒に、国の監査制度が抜本的にもう年度末には改正される見込みであること。

2番目に、既に条例化されております個別外部監査制度で、これはもう実施することになっているわけですから、制度上十分やれるということ。

3番目に、包括外部監査は監査人がテーマを決める。個別は、問題にしたいテーマを選べるということだそうですので、むしろ個別監査を十分に使えば、それの方がいいんじゃないかと。

4番目、経費のことでございますが、個別外部監査は請求があるときにするわけですが、包括外部監査は大体年に1,000万、10年で1億かけるわけですね。しかも、テーマは監査人が選ぶということで、非常に予算上、それだけのお金をかける効果があるか疑問であるということ。

5番目に、私、委員会を傍聴しておりますが、マニフェストで書いたじゃないか、書いたじゃないか、書いてあるじゃないかという発言があったわけですが、マニフェストには、外部監査とだけ書いてあって、個別か包括かということまでは書いてありません。個別で対応できるんならば、それでいいんじゃないかということが五つ目でございます。

六つ目、ここまではずうっと議案の勉強をした中で、これは必要ないなというふうに自分で判断が傾いたわけですが、もう一つ、六つ目をつけ加えます。先ほど小寺議員が正常ではない中でこれが提案されたということですが、この正常でないということは、傍聴していれば、一体これは何なんだろうという場面も見受けられたわけですが、あと、いろいろな話が横から聞こえてくるわけですね。つまり私の解釈によれば、来年の4月に迫った市長選絡みの動きのかなと私は解釈しております。つまりこの議案の内容を、議員として政策をしっかりと勉強すれば必要ないと。だって、抜本的に改正されるわけですから。それから、ほかの理由も今言いましたが、個別で対応できるとか、しっかりと議案内容を勉強すれば、必要ないという結論に落ちつくはずだと思うんです。

この後に採決があるわけですが、恐らくこの議会開催中に私たち一緒に勉強してきたわけですが、これは必要ないなということを漏らされた議員たちも賛成に回るのかなと私は思っておりますが、つまり来春の市長選絡みでの攻撃材料なのかなというのが私の解釈です。

この私の判断上、つけ加えたいわけですが、やっぱり議員はその議案に対して、最後は客観的にマルなのか、バツなのか、または三角で修正を出すのか、そういう知的な作業が求められるんだと思います。

小寺議員が苦渋の選択、こういう場合はこう、こういう場合はこうという心情を議員として述べられましたが、やっぱり私たちは本当に議員として勉強できる立場にあるわけですね、説

明を執行部にさせていただいて。勉強してみると、やっぱり監査もやるとか、やらへんという単純な議論ではなくて、しっかり市民に説明ができる根拠を持つわけですね。ですから、やっぱり単純にあおったりすることではなく、誤解を、私もしょっちゅう誤解を受けていますので、議会の中でも、市民からも。そのまた誤解を解くために、またブログを書かなきゃならないという立場でずうっと6年間、正確にはブログを始めて5年近くですが、そういう立場にずうっとさらされてきましたので、そういう私の実績からも申し上げますが、やっぱり議案中心、政策中心でしっかり学び、市民の方に客観的に説明しなければならないという責務が議員にはあると思うんです。誤解されたら、やっぱり学んだことできちんと説明していこうではありませんか。

ですから、政策上じゃなくて、政権をどっちがとるかみたいな、そういう動きで議案の可決か否決を判断したくないと。ぜひ皆様の良識と見識に訴えたいと思います。

共産党は、やはりさすがだなと私は思いました。良識と見識をきちんとこの場で述べられたことに敬意を表して、私も反対討論をすることにいたしました。黙って反対に立とうかしらと思っていましたが、そういう議員がやっぱり私はふえるべきだと。それが瑞穂市議会のレベルを上げることになると信じて疑いません。どうぞよろしくお願いいたします。反対討論でございます。

議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。

市民派代表の古参議員の山田でございます。そういう立場で、賛成者の立場ということも含めて述べさせていただきます。

実は、ただいま反対者の立場で小寺議員が、圧力がかかったのではないかということ再三にわたって申されました。私は、圧力をかける能力もありませんし、そんな立場でもございません。しかし、唯一の古参議員として、市民派の議員として、最大果たす責任は持っております。圧力かけるような能力はないと同時に、圧力をかけた覚えもございません。

反対討論の中で、熊谷議員が、来年の市長選挙の思惑があるのではないかということをおっしゃいました。市長選挙の思惑は私は一切持っておりません。唯一、現在、3年前の堀市長選挙の風を吹かせるために、市民の幸せのために、責任を持って市民に訴えた堀市長誕生の責任者であると同時に、現在も堀市長に絶大な信頼を持っております。来年のことは一切考えておりません。

この包括監査をしっかり、一日も早くやりなさいと。これは、今も初めも変わっておりません。

なぜならば、市の行政、市の議会、これは市民の血税で運営をされているからであります。市の税の使い道は、透明性の高い行政執行をすると同時に、限りなく市民の福祉向上のため、サービスを公平に厳正に執行するのが公務員であり、かつまたチェック機能のある議員であります。そのために、市長も議員も4年ごとに洗礼を受けて、選挙を戦ってきておるわけであります。

堀市長は3年前に、私が市長になったら、これだけのことはやりますとってマニフェストをうたわれました。私もその重責を果たして、ここに至っておるのも皆さん御存じだと思います。

市民の公約イコール投票につながっているというのも、皆さんのお考えもそうだと思うんです。そうでないならば、そのときばったりで市民に調子のいいことを言って、投票だけしていただいて、あとはやれることはやって、金を使うことはばんばんと使って、その金の使い方に対してはのりくらりと。それでは市民にマニフェストを十分果たしたとは言えません。

具体的に申し上げれば、中央において、民主党政権のもとに鳩山総理大臣、小沢幹事長が8ヵ月の短命で終わったのも、約束を守らなかったから、国民が怒って、うんざりとしたと。急低下をして、それでもやろうとするから、70%前後の支持率が20%前後になってしまった。これではやろうと思ってもやり切れない。参議院は完敗やということで、責めを問われて、やめられた。

私は、それをしっかり食いとめるために、しっかりマニフェストを実施しなさいと。あなたは3年前に非常に厳しい試練を受けております。私も同席をもって、厳しい試練のもとにあなたを誕生させました。その責任者であります。厳しいとは、旧巢南町においては、私はあんまり内容はわかりませんが、住民の皆さん方は、堀さんを何でおまえは応援するんやと。何でおまえはんが出なんだと。おまえはんがやればいいのに、何で出なんだということもよく言われました。私は、長期政権はいいこともあるけれども、悪いこともある。だから、新しい風を吹かせるためには、私もやりたかったけれども、堀さんが先にやっておられるので、とにかく最後までやると言われたので、そうであるならば、マニフェストをしっかりと実施できますか。実施すると言われました。だから、私は風を吹かせるために、その責任者として、本当に土下座をしてでも堀市長を誕生させました。

誕生させたからには、堀市長と同格以上に私は市民に対して責任があるんです。責任があるんです。のりくらりとやって、来年の満期を迎えるわけにいきません。のりくらりとは、今までになぜやらなかったのか。なぜやらなかったか。様子を静観して、堀市長はきちっと折り目けじめを精査されるだろうと思ったけれども、精査されずに3年有余になりました。ここに至っても、なかなか透明性の高い決算ができる見込みがないと判断して、とにかく包括外部監査の実施を一日も早くやりなさいということは申しました。

この経費については、経費もかかることですから、私はあまり心から喜んでおりませんが、その前に、この3月には井上代表監査委員と小寺議員が監査をやっておられますが、そのときに、井上代表監査委員は、監査機能を高めなさいと。監査事務局の充実をしっかりとやってくれと。今の監査事務局では到底私が進んでしっかり監査をやろうと思っても監査できない。一日も早く監査機能をしっかりとやってくださいということを言われておるわけですよ。それは、今、小寺議員がよく御存じなんです。賛成をしなきゃならん立場やけれども、苦渋の選択で反対せざるを得ない。私もよくわかります。あなたがそこまで悩んでおられるんだったら、3月の時点で指摘されたとおり、即自分の思ったとおり、井上代表監査委員の言っておられること、よくわかるんですから、なぜ監査機能を充実させなかったんですか。やる気になれば、1ヵ月もかからんでしょう。私に任せてくだされば。私に現在人事を任せてくださるならば、今月じゅうにやります。監査機能をしっかりと高めます。やる気ならばやれるんです。やる気がないから、3ヵ月たってもやらないんじゃないですか。やる気がないということは、マニフェストを、市民との公約をそのときばったりで、来年の3月、岸へたどり着くということではありませんか。そんなことは私は切腹してでもやらせません。のりくらりはやらせません。

なぜならば、本当に厳しい中で、市民の皆さんが働いて、税法に基づいて賦課され、切符を切られた以上、限りなく法律に基づいて税金を取られるでしょう。

昨日か、昨日の前、保険料の徴収、厚生年金まで払い込み期日を見ておって、差し押さえした。13万何ぼ。そんなところまで厳しく差し押さえするんでしょう。仕方がありませんがな、税法に基づいて職員はやらなきゃならん。やりたくなくてもやらんならん。やる方法は私は十分とは言いませんよ。現場の職員じゃなくて、そんなことを対応するのは、課長か部長がしっかり、その心も含めて、呼び出したけど、来うへなんだと。呼び出したけど、来なんだと。来なんだら、こっちから行って、会ってでもやらなあかんの。本当に困っておるか、怠慢で払わんのか、わかりませんが、怠慢ならやれるけど、本当に困っておったら、あした死んでしまうじゃないですか。そのくらいまで厳しく税法に基づいて執行しておるんでしょう。だから、私は、しっかりとやれと。やらなきゃならない根拠があるわけです。

一つ、土地調査特別委員会が議会でも組織編成をして、何回かやられておりますが、土地取得にかかわる問題において不適切な取得が多く見受けられるということも監査報告で調査特別委員会でも出ております。財政課長にお伺いしますと、一部議会の方から、どのくらい実質評価すると損害やと言ったら、まあ5億前後やなあということも聞いておりますし、もっと詳しく聞いたら、現実には7億ぐらいになっておると。民間企業ならば自業自得ですよ。土地をどれだけ取得して使おうと使うまいと、損害であって、事業じゃございませんが、民間企業ならバンクですよ。ところが、市民の税金は、限りなく皆さんに還元しなさいというのが税の執行の根拠なんです。10年も15年も、目的もなく土地を取得しておって、それで市民に申しわけ立

つんですか。そのために、その土地の物件は、今現在でも1年間2,000万近くの賃料を払っておる。のりくらりやっておる。十何年やったら2億ぐらい損しておる。何も市民に還元せずに。どえらい市民に損害やがね。十何万の、あした死ぬかわからんやつでも差し押さえしておるじゃないですか。こんな包括監査をして、総決算をするために1,000万、1,500万、金の乏しい中で。金の乏しいということは私は百も承知です。

この際、諸般の状況をかながみ、総決算をしっかりと一日も早くやらなければならないというのを市民の立場に立って私は申し上げておるんです。包括監査の条例、部分監査の個別監査の条例云々、そんなことは今現在、猶予はありません、一切。即包括監査事務体制をしっかりと整えて、一日も早くしっかりと執行し、行政執行の透明性をしっかりと高めて、市民の負託にこたえるべきだという観点で、私は命がけで、あすのことは考えておりません。自分の選挙のことは一切考えておりません。最古参として、市民派の議員として、堀市長誕生の責任者として、市民に対しての約束執行のために、あすを待たず、きょうをもって、しっかりと使命を果たしていただきたい。そのために声高らかに申し上げているということは事実です。

申し上げておることが、圧力者と。山田は圧力をかけてやっておる。熊谷議員は、来年の市長選挙を考えてやっておる。圧力かけたり、来年の市長選挙を考えてやる余裕がありますか。きょう現在、あすのためにしっかりとやれば、来年の市長選挙なんか、おのずから市民がこたえることでしょう。今までのことも精査をせず、あすのことも考えず、のりくらりやって、来年の3月に岸にたどり着いたって、世論はよく見えていますよ。しっかりとやりなさいということに僕が申し上げることが、何が圧力。圧力の山田。市長選挙の思惑の山田。そういう次元の低い議員ほど、しっかりと反省をしていただかねばなりません。私は、いつもきょうということを考えてながら、あすを考えずに、きょうという考え。しっかりと市民にこたえる使命感の山田ということで、皆さん、御理解いただきたい。そういうことでございますので、よろしく願います。

議長（小川勝範君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第42号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 議案第42号につきましても、包括外部監査委託料が1,000万円計上されていることに伴い、第43号と同趣旨で棄権をいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今、西岡議員が言われましたように、予算で1,000万円ついておりますので、棄権をさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立多数です。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

なお、午後については、1時30分から再開をいたします。

休憩 午後0時23分

再開 午後1時50分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。本日、市長から、議案第44号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思いますが、御異議ございません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定をしました。

追加日程第1 議案第44号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 追加日程第1、議案第44号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 追加上程をお願い申し上げました議案第44号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。

従来、兼務で運用しておりました監査委員事務局の事務体制につき、外部監査を導入すると、今後、事務量の増加が見込まれるため、専任の職員を配置すること。また、議会事務局の職員の兼務を外すことにより、職員体制を整備するため、職員の定数を定める市条例の改正を行うものであります。

追加上程となったことにつきましては、今議会の審議の中におきまして、さまざまな御議論をいただいたことを真摯に受けとめまして、本議案を提出することとしましたので、皆様の御理解を賜りたくお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（小川勝範君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第44号は、委員会付託を省略することに決定をしました。

これより、議案第44号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。

ただいま議案第44号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について、急遽追加提案をなされました。

この目的は、監査事務局の強化ということで、大変この議案を出されたことに対しましては感謝を申し上げます。

そこで、お尋ね申し上げますが、監査事務局、今までの正職員1名を2名にしたということでございますが、よその市町においても大体そんな程度でやられておるとい、よその市町の例も挙げながら、強化をするために2名の専属の職員ということで出されたわけでありましたが、そこでお尋ね申し上げます。

実は、くどいほど私は申し上げておるわけでありましたが、3月の議会において、入札の問題とか、代表監査委員の方からいろいろやっていただくことはいいけれども、その前に監査事務局体制をしっかりと強化してくださいと物すごく言っておられますね。それがなされておれば、それで十分監査機能が果たされたかもわかりませんが、それが即やられなかったということで、いろいろ外部監査の導入の方へどんどんと進めてきたわけでございますが、もとを言えば、代表監査委員は能力が物すごくある方だと私は尊敬しております。その方が言われたときに、監査事務局体制を強化しなさいと。ということは、裏を言えば、私は一生懸命やろうと思ってもやれないと。だから、やれるようにしてくださいとっておられるわけでありまして、この2名にしたことに対しましては、2名は前向きの増員でありますので、私は感謝を申し上げますけれども、この2名の監査能力の問題を申し上げますけれども、市長部局357名を1名減らして、そちらの職員をこっちへ回すということでございますね。その職員、だれをそこへ連れてこられるか私はわかりませんが、要は代表監査委員が十二分に能力のあるだけ、とにかくしっかりと監査ができるように、それにこたえられるような人材を配置していただきたい。特に包括監査も導入するということで議会で議決しておりますので、両面からの監査ができる機能を、しっかりそのお2人でやれるのかどうか。5人おればやれる問題じゃないということはわかっておりますけれども、2人でも、3人でも、5人分果たせる能力があればそれで十分なんでございますが、私は、井上代表監査委員の指摘に対して、十分こたえられる人材の配置を考えておられるのかどうか、これは外からの職員を連れてくるんじゃなくて、市長部局の1人をこっちへ回してという人材をひねっておられた提案だと思っておりますので、それについて、包括外部監査、それから代表監査委員の御意見に十分沿う監査体制を整える自信があるのかどうか。自信があって出されたんだらうと思っておりますが、そのお考えをお尋ね申し上げます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

今、山田議員から、1名ふやしたけれども、期待にこたえられる人材配置ができるかということでございます。このことにおきましては、しっかりとその御期待に沿う人事配置をしてみたいと思っております。

さらには、縦割りではなく、横割り、横の連携、協力もしながら、初めての外部監査導入、このことに対しまして、しっかり対応してまいりたい。その気持ちを申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 本議会のいろんなこともしっかり心に受けとめながら、即こういう提案をなされ、あらゆる監査を踏まえて、その信にこたえたいということで、その人材も御期待に沿うようにしっかりやれるというお考えの答弁を聞きましたので、それをしっかり受けとめて、尊重して、頑張ってください。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 議席番号17番、新生クラブ、若園五朗です。

今回、定数の変更ということで条例提案され、監査委員事務局が独立するということですが、監査委員の予算科目を見ますと、総務の監査委員費、今現在1,100万ですが、この中に職員手当、通勤手当、あるいは時間外という諸手当が今回の補正予算に全然上がっていません。一番大事なのは、節の項目が起きていないということでございます。議会事務局には役務費という節の項目、12が起きていますが、監査委員事務局を単独で運営するとなれば、包括外部監査委員の郵送料、あるいは電話代等の通信運搬費が必要だと考えられます。また、需用費の中に印刷製本費も、今後単独となれば必要でございますので、予算の節がなく、経費がないのに、どうして単独でできるか。補正予算も考えられるんですが、人員だけなぶって、節の項目も今回補正予算に上げるべきであると考えています。

あと、今度、監査委員事務局が独立となれば、部長級を持ってくるのか、課長級を持ってくるのか、監査委員の事務局体制を今以上に含めるとなれば、総合的な監査委員事務局の異動、そして執行部の人事異動をどのように考えているか、その2点をお尋ねしたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 第1点目の給与の関係でございますが、7月1日からの異動というふうに執行日がなっていますので、7月1日をもって異動というふうに考えております。

しかるに、今現在においては、給与体系の中で幾ら幾らの職員がということはまだ定まっておりません。そういった意味で、今現在確保しております予算の範囲内で当分の間は執行させていただきますが、確定をする段階において、早々に臨時会とか、そういうところがありましたら、早速そこで補正予算なり云々で対応させていただきたいと思っております。以上ござい

います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 今、監査委員さんの要望等を含めまして、事務局充実となれば、部長級か課長級の人事異動。あと、先ほど言いましたように、予算の支出科目、役務費、通信費、運搬費の節の項目が立ち上げてないのにもかかわらず、人事だけなぶって、最低限の節を今回の補正に上げないと事務が動けないなという指摘です。予算の流用については、市長の権限でできますけど、節の項目がないのに、どうして予算の執行ができるかということのお尋ねです。その2点、お願いします。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 予算の関係でございますが、監査委員事務局の予算としまして確保してある部分の範囲内で考えております。

それから、人事の話で部長級か課長級かというお話でございます。この件については、十分検討をさせていただきたいというふうに思います。まだ、7月1日まで十分考慮させていただいて、また市長の方から決断をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 今回、監査委員事務局を充実するというところで、きのうの話で、きょう出て、非常に緊急の市長提案でございますが、予算もそれなりに確保するための最低限の予算立てね。監査委員費の中に役務費がないんですよ。今まで役務費がなかったというのは、要するに議会事務局の役務費を使って、監査委員事務局が通信費、そして郵送していたと思うんですね。独立すると言われても、予算がないのにどうしてそれができるんですかね。それを早急に、7月から来年の3月までスタートするという包括監査の手続をとるのに、予算がないのに、節がないのに、どうして仕事ができるかという質問です。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 先ほど申しましたのは、給与の金額の範囲内、今、1名の額が予算化してあると思います。今回2名ということになりますと、当然倍ぐらいの金額になるわけでございますけれども、先ほど申しましたように、緊急にまた臨時会なりを開いていただいたときに給与体系を、今は1名分の中でこの一、二ヵ月間を使わせていただきたいということでございます。予算につきましては、今、役務費云々というふうでございますが、今現在の予算の中で、1年分の中でございますので、その計画を少し前倒しした中で、流用なり、対応していきたいというふうに考えています。それで、予算が確定をした段階におきましては、先ほど申し

ましたように、臨時会のときか、あるいは定例会になるかわかりませんが、その中できちっとまた皆様方に予算書を提案させていただいて、御審議を賜りたいというふうに思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

いささか本議案につきましては場当たりの感が否めません。ともあれ、監査委員というのは独立機関であります。その意味からすれば、兼職自体が問題があったと言わざるを得ないわけです。今回、場当たりの感はありますけれども、専任化をして、独立性を担保するという事は結構なことだというふうに思います。

ただ、事務局長と事務職員の2名体制で、新たに導入された個別外部監査、さらには包括外部監査、そして内部監査、これらの事務を遂行できるかどうか、この2名体制でね。先ほど山田議員が申されましたけれども、まさに負担も増大しますし、責任もそれに比例して増大をする。さらに言えば、能力も問われてくると思うんですね。ですから、市長は、期待に沿うよう人材配置をしたい、こういう答弁をされましたけれども、本当にそれを遂行し得るに足る職員の人材配置が約束できるのかどうか、この点を改めて確認をしておきたいと思います。

そして2点目は、先ほどの全協の中でお聞きをいたしましたけれども、類似団体、とりわけ5万規模での監査委員事務局体制はどうなっているか。それも外部監査制度を導入しておる類似団体の監査委員事務局の体制はどうなっているか。このことについてお聞きをいたします。答弁は、2名から3名ですという言い方はではなくて、どこの自治体は何名、そこには個別外部監査だけあります、あるいは包括外部監査も含めてありますという、その内訳をしっかりと明らかにした上で御答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、お答えをさせていただきます。

今、西岡議員御指摘の外部監査を導入している類似団体ということで、人口規模で拾っておるところがございますので、紹介をさせていただきます。

滋賀県の湖南市は人口5万5,550人ということになっておりますが、ここが個別外部監査を実施しておる団体でございますが、専属職員が1名で、兼務で2名、3名というふうになっております。この兼務状況は、議会事務局と、それから公平委員会、あと固定資産の審査委員会を兼務しておるということでございます。

それから、岡山県の真庭市が同様に個別外部監査を導入しておりまして、人口が5万1,361人ということございまして、ここは専属職員が3名ということでございます。兼務はしてお

りません。

それから、島根県の益田市が人口5万1,171名でございますが、ここは専属職員が2名で、兼務が1名の3名で、兼務状況は公平委員会ということでございます。

包括は、香川県の坂出があるんですが、ここはちょっとデータが入手できておりません。今の人口規模等で一、二似通った団体は以上でございます。

ちなみに、あと25ぐらいの団体を拾っておるわけでございますが、人口が3万から10万というところでございますが、職員1名で対応しておるところが2市でございます。1市は、兼務が2名あって、3名ということになっております。それから、職員2名で対応しているところが8市、それから職員3名で対応しているところが9市というような状況でございます。2名から3名というところが多うございます。そういったことで、当市においても2名体制でできるという判断をしたところでございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） もう1点の御質問に、ただいま企画部長の方から類似団体の御説明を申し上げたところでございます。私どもの市としましては、1名の増になりまして、もちろん臨時の方を入れまして3名になるわけでございますが、先ほども提案説明の後、山田議員の御質問にもお答えをしたところでございますが、やはりこれだけの包括の外部監査をやらうとしますと、縦割りではなく、横割りで、本当に市長部局全体でいろんな意味で協力し合って、このことにいつも当たるわけではございませんが、その分野分野でしっかりと対応してまいりたい、このように思っておるところでございますので、よろしく御理解をいただきますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第44号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、議案第44号は可決されました。

日程第9 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第9、発議第7号小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋でございます。

ただいま小川議長のお許しをいただきましたので、意見書を提出させていただきます。

清水治議員、庄田昭人議員に御賛同賜りまして、小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書（案）としまして、提出させていただきます。

なお、趣旨説明は、朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書（案）。

ことし3月13日未明に発生した札幌市の認知症グループホームの火災は、入居者7名が亡くなるという大変悲惨な結果となりました。

以前にも、平成18年に長崎県大村市、平成21年には群馬県渋川市で同様の火災により多くの犠牲者を出しました。

政府は、平成18年、長崎県大村市での火災を受け、平成19年6月に消防法施行令を一部改正し、認知症グループホームにおける防火体制の強化を図りました。

平成21年度からは、厚生労働省も小規模福祉施設スプリンクラー整備事業で、スプリンクラーを設置する施設に対し交付金措置を行うなど、対策を進めてきました。

しかし、今回、札幌で火災が起こった施設は、スプリンクラー設置基準である275平米以下の施設であり、こうした小規模施設がこれからも増加する傾向にあることから、防火体制の強化に向けて、以下の点を政府に対し要望します。

一つ、275平米以下の施設も含め、すべてのグループホームにスプリンクラーの設置を義務化するとともに、交付金等による国の支援を拡充すること。

二つ、小規模グループにおける人員配置基準を拡充するとともに、介護報酬の引き上げを図ること。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略した

と思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決いたします。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 起立全員です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（小川勝範君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第11 下水道整備検討特別委員会の中間報告の件（委員長報告）

議長（小川勝範君） 日程第11、下水道整備検討特別委員会の中間報告の件を議題とします。

下水道整備検討特別委員会の継続調査事件となっています下水道整備を含めた汚水処理対策について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出

がありますので、これを許可します。

下水道整備検討特別委員会委員長 藤橋礼治君。

下水道整備検討特別委員長（藤橋礼治君） 議席番号19番の藤橋でございます。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、下水道整備検討特別委員会の実施状況について、中間報告をいたします。

本委員会は、平成21年12月の定例会において設置されてから、きょうまでに6回にわたり開催をしました。なお、当委員会での検討、協議内容の資料については、既に全議員に配付させていただいております。

第1回につきましては、平成22年1月20日に開催をし、瑞穂市の下水道事業の現状、岐阜県内の汚水処理の人口普及率、汚水処理施設の種類、瑞穂市の汚水処理施設整備方針、汚水の集合処理と個別処理の比較、平成22年度瑞穂市の下水道事業審議会の答申と基本構想における財政のシミュレーションなどについて、執行部の説明を受けました。

第2回につきましては、平成22年2月4日に開催をし、瑞穂市の浄化槽及びし尿くみ取り件数の状況、岐阜県下市町村の汚水処理人口、普及率に対する財政の状況比較、瑞穂市下水道特別会計への一般会計の繰出金状況及び公共下水道全体の計画業務の内容について、執行部の説明を受けました。

第3回につきましては、平成22年2月23日に開催し、隣接のまちで、下水道事業に平成3年度より着手している安八町の下水事業の現状を視察し、下水道事業の経緯・経過、下水道の特別会計の各年度の決算状況、下水道基金状況等について説明を受けました。接続についても順調に進められておりまして、町内を流れる川が下水道整備前と比べきれいになった状況を見せていただきました。

第4回につきましては、平成22年4月21日に開催し、夕張市下水道事業の現状と課題、20年度決算に基づく健全化判断比率、人口推移、当市の下水道等経営に関する指標、岐阜県内下水道等経営に関する指標、安八町公共下水道の視察結果について検討をしました。

第5回につきましては、平成22年5月19日に開催し、社団法人岐阜県浄化槽連合会から講師を招き、瑞穂市生活排水処理計画について講義を受け、質疑を行いました。瑞穂市公共下水全体計画の概要及び財政計画、瑞穂市の今後10年間における懸案事業について説明を受けました。

第6回につきましては、平成22年6月4日に開催し、5回にわたる委員会の資料等をもとに、今後の下水事業について検討をしました。

6回の委員会を重ねる中で、公共下水事業は瑞穂市第1次総合計画にも位置づけられている重要な事業であるものの、多額な予算が必要となる大規模な事業で、現下の地方自治体が直面する厳しい財政状況の中で実施するとなると慎重にならざるを得ません。とはいえ、他市町村もやはり同じような厳しい状況の中でも着実に計画的に実施されている現状を思えば、瑞穂市だけが

厳しいからと先に先に延ばしてよいのかという意見もありました。環境を守ることが今一番大きな社会問題、世界的な課題となっている現状であることを考えれば、瑞穂市も公共下水事業整備に向かって、一定の判断をすべきかと考えるものであります。そのためには、将来的展望に立って、現在、市の下水道事業対策基金に積み立てをし、将来に備えてはどうかという意見も出されました。

こうした経緯を踏まえ、当特別委員会では、中間報告とはいえ、将来本市が下水道事業に着手するため、手だてとして、基金に積み立てを行うよう執行部に要請をする意見を添えて、報告といたします。

平成22年6月18日、下水道整備検討特別委員会委員長 藤橋礼治。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） これで下水道整備検討特別委員会の中間報告は終わりました。

日程第12 議員派遣について

議長（小川勝範君） 日程第12、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第161条の規定により提出しております。内容については、平成22年8月5日から8月6日の2日間と平成23年1月20日から21日の2日間、滋賀県大津市全国市議長会、国際文化研修所で開催されます市町村議会議員短期研修に研修者として受講決定された人数により議員を派遣し、現在の地方行政を取り巻く諸課題について考える一助としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

閉会の宣告

議長（小川勝範君） 会議を閉じます。

平成22年第2回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年6月18日

瑞穂市議会 議長 小川勝範

議員 藤橋礼治

議員 堀武